# 

### 目

○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

○福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

○福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

○福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施 行規則の一部を改正する規則

○福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条 例施行規則の一部を改正する規則

○福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施 行規則の一部を改正する規則

○福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

○福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例施行規則の一部を改正する規則 準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の

○福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

○福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

令和7年3月25日 火曜日

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

七七五五四三三三

○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則 ○福島ロボットテストフィールド条例施行規則を廃止する規則

○福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

○福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県水資源対策規程の ○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 部を改正する訓

四四

### 福島県企業局

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

○福島県企業局組織規程の 一部を改正する規程

○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

등天宝

)福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

### 福島県病院局

○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

○福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改

)福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規 正する規程

程の一部を改正する規程

)福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

### 福島県教育委員会

○福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正

○福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則 する規則

○福島県立高等学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則

**圭圭圭圭** 

○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ○福島県立中学校学則の一部を改正する規則

○教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正す

 $\equiv$ 

○高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する

亖

亖

規 則

行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営部を改正する規則、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施 施行細則の一部を改正する規則、 部を改正する規則、福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則、 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一 島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス 設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、 に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護老人福祉 則、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規 の一部を改正する規則、福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則、 島県文書等管理規則の一部を改正する規則、 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する 福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規 福島県公衆浴場 福島県 福施

福

改正する規則及び福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに カデミー条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業協同組合法施行細則の一部を 福島ロボットテストフィールド条例施行規則を廃止する規則、福島県立テクノア

令和七年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十六号

## 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

する。 福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正

第二条第八号中「部次長 (市町村担当)」の下に「、部次長 (原子力安全担当) しを

子力安全総室(原安)」に改める。 別表第一危機管理部の項中「危機管理総室(危管)」を「危機管理総室 (危管) 原

乳児院(若乳) 別表第二保健福祉部の項中「福島県障がい者総合福祉センター 」を「福島県障がい者総合福祉センター (障総)」に改める。 (障総) 福島県若松

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

県

報

(文書法務課

### 福島県規則第十七号

# 福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則 (昭和三十九年福島県規則第九十七号) の一部

第二条中「復興・総合計画課」を 「復興・総合計画課土地水対策室」に改める

この規則は、 令和七年四月一日から施行する

(復興・総合計画課)

福島県規則第十八号

## 福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

福島県男女共同参画審議会規則(平成十四年福島県規則第六十八号) の一部を次のよ

会・女性活躍推進課」に改める 第六条中「生活環境部生活環境総室男女共生課」を「生活環境部生活環境総室共生社

この規則は、 令和七年四月一日から施行する

(男女共生課)

## 福島県規則第十九号

## の一部を改正する規則 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

五年福島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成)

十

第四条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

## 福島県規則第二十号

規則の一部を改正する規則

# 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行

一十五年福島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成

を加える。 第五条第一項第五号及び第十四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」

この規則は、 **附 則** 令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

## 福島県規則第二十一号

# 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

の一部を改正する規則

五年福島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十

士」を加える。 第四条第一項第四号及び附則第三条第一項第五号中 「栄養士」の下に「又は管理栄養

この規則は、 令和七年四月一日から施行する

(高齢福祉課)

## 福島県規則第二十二号

## 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、 める条例施行規則の一部を改正する規則 設備及び運営に関する基準を定

行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施

「又は管理栄養士」を加える。 第三十条第一項第四号、第三十八条第一項第三号及び第四十一条中「栄養士」の下に

### 附 則

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

## 福島県規則第二十三号

## 条例施行規則の一部を改正する規則 福島県指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準を定める

則(平成二十五年福島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規

第三条第十一項中「事業所の生活相談員、栄養士」を「事業所の生活相談員、 栄養士

若しくは管理栄養士」に改める。

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

## 福島県規則第二十四号

準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。 第二十七条第一項第四号、第三十五条第一項第三号及び第三十八条中「栄養士」の下 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

に「又は管理栄養士」を加える。 附

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

## 福島県規則第二十五号

福島県旅館業法施行細則 『県旅館業法施行細則(昭和四十四年福島県規則第四号)福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則 の一部を次のように改正

第十二条の表を次のように改める

令和7年3月25日 火曜日

濁度	項目
器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器に過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透	検 査 方 法

### 附 則

レジオネラ属菌

大腸菌

特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法

ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

酸カリウム消費量

C) の量) 又は過マンガン 有機物(全有機炭素(TO

計測定法、過マンガ

過マンガン酸カリウム消費量は滴定法 

の量)

は全有機炭素

散乱法 おる散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

## 福島県規則第二十六号

改正する。 福島県公衆浴場法施行細則(昭和四十五年福島県規則第二十号)福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 の一部を次のように

第五条の表を次のように改める。

項目	検 査 方 法
濁度	散乱法とは連続自動測定機器による透過というでは、一般では、一般では、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による透光測定法、透過光測定法、連続自動測定機器による透
酸カリウム消費量 C)の量)又は過マンガン 有機物(全有機炭素(TO	計測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法有機物(全有機炭素(TOC)の量)は全有機炭素
大腸菌	特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

### 附 則

この規則は、 令和七年四月一日から施行する

## 福島県規則第二十七号

# 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号) の一部を次のよ

33を22とし、その次に次のように加える。別表第二の一の1の表中33を削り、43を3とし、 (5)から(1)までを(4)から(1)までとし、

(13)
小型NCルータ
Ž X G N 1 0 2 0 S P
E
一時間
五、三四〇
円

別表第二の の1の表中17を20とし、 その次に次のように加える。

報

	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)
	金属3Dプリンタ材料(SUS630相当)	金属3Dプリンタ材料(SUS316L相当)	金属3Dプリンタ材料(SCM440相当)	金属3Dプリンタ材料(SKD11相当)	金属3Dプリンタ材料(SKD61相当)	金属3Dプリンタ材料(SKD12相当)	金属3Dプリンタ材料(NCF625相当)
ム	十 グ ラ	十グラ	十グラ	十グラ	十グラ	十グラ	十グラ
	二 <u>五</u> 〇円	二八〇円	三: 10円	四三〇円	四七〇円	四八〇円	六〇〇円

加える。 別表第二の の1の表中(16を19)とし、 (15) を(18) とし、 (4)を切とし、その前に次のように

2) (1) 金属3Dプリンタ(Studio System 一時間 一、五五〇円 (5) 金属3Dプリンタ用焼結炉 一時間 一、六六〇円 一時間 四、〇九〇円 で 難削材切削モニタリングシステム(9170) 一時間 四、〇九〇円					_
	2	金属3Dプリンタ (Studio Syste			
, , ,			一時間	一時間	
		一、五五〇	一、六六〇	`	

とし、33を削り、24を31とし、55から31までを22から28までとし、33を35とし、32を34別表第二の一の2の表中11及び12を削り、13を11とし、14から22までを12から20まで その前に次のように加える。

)	(31)	(30)	(29)
	試料切断機(HS—100G2)	凍結ミクロトーム (CM1950 OUV)	シェニール機(MODEL—K—M—A)

(食品生活衛生課)

(33)	(32)
無縫製ミシン(FM―1521)	真空凍結乾燥機(TF10―80TNNN)

	製ミシン(FM—1521)	空凍結乾燥機(TF10―80TNNN)	科切断機(HS―100G2)	<b>結ミクロトーム (CM1950 OUV)</b>	ーール機(MODEL-K-M-A)	
	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	
	一、〇六〇円	一、五八〇円	一、六九〇円	二、四九〇円	四、八〇〇円	
_						

別表第二の二の1の表中図を図とし、その前に次のように加える。

③)摩擦摩耗試験機(FPR2200)MINI X)	② 比表面積・細孔分布測定装置(BELSORP) 超薄膜スクラッチ試験機(CSR5100)
一時間	一 時 間間
一、七四〇円	二、八〇〇円円

表39中「倒立型金属顕微鏡(GX51)」を「倒立型金属18を削り、19を切とし、20から30までを18から34までとし、10から17表第二の二の3の表中8を削り、9を8とし、10から17 同表中39を36とし、 「倒立型金属顕微鏡(GX51)」を「倒立型金属顕微鏡 似を似とし、その前に次のように加える。 5でとし、37を削り、38を35とし、同いから17までを9から16までとし、 (GX53)」に改り、<sup>(38)</sup>を<sup>(35)</sup>とし、同

t   溶存   1 蒙素		s,AIMsisatt) ④ フーリエ変換赤外分光光度計(IR Xros) ()	ン マer DLS 500+SurPASS3 EC (型) ゼータ電位・粒子径測定システム(Litesi	3) 13) 電動マイクロサンプリングシステム(APSS― 3) 14)	(38) ワイン成分分析装置(WineScan3 SO	92005~37)電子プローブマイクロアナライザ(JXA―iH ̄
一時間	一 時 間	一時間	一時間	一時間	一時間	一 時 間
一、四九〇円	二、四九〇円	二、六三〇円	二、八二〇円	三、一二〇円	七、〇六〇円	二八、四九〇円

### 則

- 2 1 日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二の規定は、この規則の施行のこの規則は、令和七年四月一日から施行する。

5

廃止する。 福島ロボットテストフィールド条例施行規則(平成三十年福島県規則第五十九号) 福島ロボットテストフィールド条例施行規則を廃止する規則

福島県規則第二十八号

額については、なお従前の例による。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。 附 則

(次世代産業課)

部を次のように改正する。 福島県立テクノアカデミー条例施行規則(昭和四十四年福島県規則第百十四号)の一福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県規則第二十九号

める。 を「観光マネジメント学科」に、 第一号様式(その一)を次のように改める。 別表中「精密機械工学科」を「機械デザイン工学科」に、 「電気配管設備科」を「電気・設備システム科」に改 「観光プロデュース学科\_

(産業振興課)

は、

### 第1号様式(第4条関係)(その1)

	月	日	受付
第			号

受	験	番	号
※第			番

### 入学願書

							年		月	日	
福島県立	;	校長	羕								
				(フリガナ	·)						
				氏	名						
					年	月	日	生 (	歳)	)	
私は、福島県立	ī.	に	入学したい	ので、	関係書類	頁を添	えて出	順し	ます。		
		ŕ		•		. –					
田 仔 配	郵便番号	_									
現住所					電話	舌 (	)		_		
保 護 者											
氏 名											
保 護 者	郵便番号	_									
住 所					電話	舌 (	)		_		
- W ~ to	第1希望				課程					7	——— 科
入学希望	X I 和主				11八生					1	
科 名 等	第2希望	有			課程				科		無
入寮希望				有	•	無					
		学	-		歴						
年 月 日			学	校	名(	学 乖	4)				
					(			科)	卒業・	卒業	見込み
備考											

### 備考

- 1 この願書は専門課程又は普通課程の学生として入学しようとする場合に使用すること。
- 2 「入学希望科名等」及び「入寮希望」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 保護者氏名及び保護者住所欄は、志願者が未成年の場合に限り記入すること。

福島県収入証紙 (消印しないこと。)

### (施行期日]

1 令和七年四月一日から施行する。 この規則は、 令和八年四月一日から施行する。 ただし、 第一号様式の改正規定は

2 アカデミー条例施行規則別表の規定による。 いては、改正後の別表の規定にかかわらず、この規則による改正前の福島県立テクノ 条例施行規則第一条に規定する各学年における学生の定員のうち第二学年の定員につ 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、 福島県立テクノアカデミー

(産業人材育成課)

### 福島県規則第三十号

## 福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県農業協同組合法施行細則(平成十二年福島県規則第百八号) の一部を次のよう

第一条第三項第八号中 「準用する」の下に 「法」を加える。

項第十七号」に改め、同項第三号中 十一条第一項第十八号」に改める。 《第十七号』に改め、同項第三号中「第二百三十一条第一項第二十二号」を「第二百三第二条第二項第二号中「第二百三十一条第一項第二十一号」を「第二百三十一条第一

施に関する契約書」に改める。 第三条第八号中「第十一条第二項」を「第十一条第一項又は第二項」に改める。 様代第十四号備考1④中「再共済の引受けに係る基本契約書」や「共済事業の共同実

様式第二十九号中「鹮円濡います」を「毋講します」に改める

2 | 温| に改める。 

様式第三十九号中「锤用する」を「锤用する回浜」に改める。

する同法第73条の10」に改める。 様 大祭四十五号の三中「第73条の10を 準用する 同法第80条」 を「第80条において 準用

様式第五十四号の二中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第18号」に改める。 様式第五十四号中 「第231条第1項第21号」を「第231条第1項第17号」に改める。 (第11条第1項)

に改める。 様式第六十四号中 様式第六十一号の二中「(※11※)」を「 **「第10条第2項」や「第10条第2項において準用する同条第1項**」 (第11条第2項) 一に改める。

令和7年3月25日 火曜日

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県農業協同組合法施行細則 当規定に基づいて提出された申請書又は届とみなす。 正前の規則」という。)の規定に基づき提出されている申請書又は届は、 は届は、改正後の相(次項において「改

所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、

3

(農業経済課)

## 福島県規則第三十一号

## 福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 福島県農業総合センター条例施行規則(平成十八年福島県規則第四十号) 0) 一部を次

会議室等使用承認申請書」に改め、同条第三項中「農業総合センター使用承認書」を 業総合センター会議室等使用承認書」に改める。 第四条第一項及び第二項中「農業総合センター使用承認申請書」を「農業総合センター 農

会議室等使用承認書」に改め、同条第二項中「農業総合センター使用変更承認書」を「農 業総合センター会議室等使用変更承認書」に改める。 室等使用変更承認申請書」に、 第五条第一項中「農業総合センター使用変更承認申請書」を「農業総合センター会議 「農業総合センター使用承認書」を「農業総合センター

用承認書又は農業総合センター使用変更承認書」を「農業総合センター会議室等使用承う。)を除く。第九条第一項第一号において同じ。)」を加え、「農業総合センター使(小)、一般宿泊棟客室(大)及びバリアフリー室(第十二条において「宿泊室」とい 認書又は農業総合センター会議室等使用変更承認書」に改める。 第六条中「、総合センター」の下に「(条例別表第二に規定する一般宿泊棟客室

認申請書」に改める。 第七条中「農業総合センター使用承認申請書」を「農業総合センター会議室等使用

知書」を「農業総合センター会議室等使用料返還通知書」に改める。 等使用料返還申請書」に改め、同条第三項中「農業総合センター使用料返還申請書」を 「農業総合センター会議室等使用料返還申請書」に、 第九条第二項中「農業総合センター使用料返還申請書」を「農業総合センター会議 「農業総合センター使用料返還通

(農業短期大学校の使用の承認等)

第十三条を第十四条とし、

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加

用する。この場合において、宿泊室を使用しようとする者については、次の表の上欄第十二条 第四条から前条までの規定は、短期大学校を使用しようとする者について準 替えるものとする。 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読 用する。この場合において、

福

島

県

返還通知書(様式第十号)農業総合センター宿泊室使用料	料返還通知書(様式第五号)農業総合センター会議室等使用	
返還申請書	料返還申請書農業総合センター会議室等使用	第九条第三項
返還申請書(様式第九号)農業総合センター宿泊室使用料	料返還申請書(様式第四号)農業総合センター会議室等使用	第九条第二項
認申請書農業総合センター宿泊室使用承	承認申請書農業総合センター会議室等使用	第七条
室使用変更承認書認書又は農業総合センター宿泊農業総合センター宿泊室使用承	議室等使用変更承認書承認書又は農業総合センター会農業総合センター会議室等使用	
に限る	を除く	第六条
更承認書(様式第七号)農業総合センター宿泊室使用変	変更承認書(様式第二号)農業総合センター会議室等使用	第五条第二項
認書	承認書	
更承認申請書(様式第八号)農業総合センター宿泊室使用変	変更承認申請書(様式第三号)農業総合センター会議室等使用	第五条第一項
認書(様式第七号)農業総合センター宿泊室使用承	承認書(様式第二号) 農業総合センター会議室等使用	第四条第三項

様式第一号中「農業総合センター使用承認申請書」を「農業総合センター会議室等使用承認申請書」に、「農業総合センターを」を「農業総合センターの会議室等を」に改める。 様式第二号中「農業総合センター使用(使用変更) 承認書 | を「農業総合センター会

様式第二号中「農業総合センター使用(使用変更)承認書」を「農業総合センター会議室等使用(使用変更)承認書」以、「農業総合センターの」を「農業総合センターの会議室等に係る」に改める。 様式第三号中「農業総合センター使用変更承認申請書」を「農業総合センターの会議室等に係る」に改める。

江 密ひ」に改める。

様代祭四吋中「農業総合センター使用料返還申請書」や「農業総合センター会議室等 使用料返還申請書」以、「農業総合センターの」や「農業総合センターの会議室等に係 さしなめる。

様式第五号中「農業総合センター使用率返還通知書」を「農業総合センターの会議的使用率返還通知書」に、「農業総合センター使用率の」を「農業総合センターの会議的等に家の使用率の」に改め、同様式の次に次の五様式を加える。

様式第6号(第12条関係)

令和7年3月25日 火曜日

※受付年月日	年	月	日	※受付番号	第	号	※承認番号	第	号
							1		

農業総合センター宿泊室使用承認申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所

氏名 (電話番号) (性別)

次のとおり農業総合センターの宿泊室を使用したいので申請します。

火の(	こわり原	<b>長</b>	合センク	メーの値	旧至を復	ヒ州した	いので申請し	< 9 o			
	施 設 の 別 (希望するものに〇)			客室(小) 6.2㎡			客室() 12.4 <sub>1</sub>		バリアフリー室 12.4㎡		
		の目で研修に									
使	用	邯	胆		年	月	目から	年	月	日まで	
文	Л	期間						日(月)			
研	修	期	間		年	月	日から	年	月	日まで	
使用料	斗納付	·書の)	送付先	(住所)							
その	)他参	多考』	事 項								
※ 使	用承	認の	条件								
*	受	付	者								
<b>*</b> 1	吏 用	料台	計								

### 備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 農業短期大学校主催以外の研修を受ける者は研修計画を添付してください。
- 3 客室(小)は長期就農研修生(男性)のみ選択可能です。

承認年月日

承認番号

第

号

### 様式第7号(第12条関係)

※使用(使用変更) 承認の条件

使用料合計金額

農業総合センター宿泊室使用(使用変更)承認書

年

月

日

円

申請者	住		所	電話番号							
者	氏	:	名								
施	設	の	別	(部屋番号		)					
使 (研(	用の多名や	か 研修	的 内容)								
使	用	期	間	年	月	日から	年	月	日まで		
便	Ж	别	旧				日(月)				
研	修	期	間	年	月	日から	年	月	日まで		

備考 この承諾書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり農業総合センターの宿泊室に係る使用(使用変更)を承認します。

福島県知事 印 様式第8号(第12条関係)

令和7年3月25日 火曜日

131 301 3 101	1.,						
※受付年月日	年	月日	※受付番号	第  号	※承認番号	第	号

農業総合センター宿泊室使用変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所

> 氏名 (電話番号) (性別)

次のとおり農業総合センターの宿泊室に係る使用承認事項を変更したいので申請します。

当初	の使用	承認年			年	月	日	承認番-	号	第	号	
			別 に 〇 )		客室(小) 6.2㎡			客室( 12.4				アフリー室 2.4㎡
	用 ( 多名 <i>や</i>											
使	用	期	間		年	月		目から		年	月	日まで
火	用	刔	[月]						日()	月)		
研	修	期	間		年	月		日から		年	月	日まで
使用	料納付	·書のi	送付先	(住所)								
そ(	の他す	参考事	事項									
<b>※</b> f	吏用承	認の	条件									
*	受	付	者									
*	使 用	料 台	計									

### 備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 変更がある事項のみ記入してください。
- 3 交付済みの使用(使用変更)承認申請書を添付してください。

様式第9号(第12条関係)

農業総合センター宿泊室使用料返還申請書

月 年 日

福島県知事

申請者 住所

> 氏名 (電話番号)

次のとおり農業総合センターの宿泊室に係る使用料の返還を申請します。 使用承認年月日 묽 年 月 日 承認番号 第 客室(大) バリアフリー室 客室(小) 施 設  $\mathcal{O}$ 别  $12.4\,{\rm m}^2$  $6.2\,\mathrm{m}^2$  $12.4\,{\rm m}^2$ 使用の目的 (研修名や研修内容) 年 月 日から 年 月 日まで 使 用 期 間 日(月) 返 還 申 請 理 由 円 既 納 使 用 料 使用料納入年月日 年 月 日 金融機関名 支店名 返還金振込先 預金種別 口座番号 口座名義人 用 使 料 返 還  $\mathcal{O}$ 根 拠 変 換 率 返 還 金 額 \* **※ ※** 円 **※** 

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

承認番号

第

号

承認年月日

返還額

### 様式第10号(第12条関係)

農業総合センター宿泊室使用料返還通知書

年

月

日

円

申請者	住	j	所				電話	番号			
者	氏	2	名								
使	用承詞	忍年。	月日			年	月	日	承認番号	第	号
施	設	の	別	(部屋番号		)					
	用の	の目研修	的 内容)								
使	用	期	間	年	月	日为	から	左	手 月	日まで	
区	Л	<i>7</i> ÿJ	  HJ					日(月	)		
決	定	内	容	返還の理由							
1/	Æ	r 1	台		-	-				-	

年 月 日付けで申請のありました農業総合センターの宿泊室に係る使用料の返還につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島県知事印

令和七年三月二十五日

### 附

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出又は交付されている改正前の福島県農業総合センター る申請書、承認書又は通知書とみなす。 による申請書、承認書又は通知書は、改正後の様式第一号から第五号までの規定によ 条例施行規則様式第一号から第五号までの規定(次項において「旧様式」という。)

3 この規則の施行の際現に作成されている旧様式による用紙は、 用することができる。 所要の調整をして使

(農業担い手課)

り、

同表建設事務所の項中

「盛土監視用

### 訓

## 令

# 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める

出本

先 庁

機機

関関

福島県訓令第三号

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 職員に対する被服の支給等に関する規程 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 (昭和三十五年福島県訓令第1 一十五号)

部を次のように改正する。 別表第一心理判定員及び精神保健福祉相談員の項中「心理判定員」 の下に「、心理支 の

援員」を加え、同表生活指導員、児童指導員、児童自立支援専門員、 児童生活支援員及 自衣

福

同表栄養士の項中

び保育士の項中「生活指導員」を「生活支援員」に改め、 予防衣

二二年 二年 若松乳児院に勤務する 職員に限る。 を 「白衣

総合計画課」を「復興・総合計画課土地水対策室」に改める。 に改め、同表土地利用、水資源又は工業開発調査に従事する職員の項中 復

危険物立入検査用 安全ぐつ

一危機管理部危機管理総室の項中 放射能監視測定用放射能監視測定用 雨衣 保護帽

を

「危険物

安全ぐつ」に改め、 同項の次に次のように加える 放射能監視測定用 ゴム手袋

立入検査用

表第二

つ

に改める。

附 則

この訓令は、 令和七年四月一日から施行する。

福島県訓令第四号

本 庁 機

関

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

**令和七年三月二十五日** 

## 福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令

福島県知事

内

堀

雅

雄

正する。 福島県水資源対策規程 (昭和四十七年福島県訓令第三十四号)の 一部を次のように改

策室長」に改める。 別表第二企画調整総室の項中「復興・総合計画課長」を「復興・総合計画課土地水対 別表第1中「復興・総合計画課」を「復興・総合計画課土地大対策策」に改める。 第八条中「復興・総合計画課」を「復興・総合計画課土地水対策室」に改める。 第四条中「復興・総合計画課長」を「復興・総合計画課土地水対策室長」に改める

この訓令は、 令和七年四月一日から施行する

危機管理部原子力安全 放射能監視測定用 放射能監視測定用 放射能監視測定用 雨衣 保護帽 ゴム手袋

別表第一 一若松乳児院、 大笹生学園及び総合療育センターの項中「若松乳児院、 を削

盛土監視用 道路河川占用調査用 防寒服 保護帽

防寒服」 を 道路河川占用調査用 道路河川占用調査用 道路河川占用調査用 道路河川占用調査用 道路河川占用調査用 作業 服 防寒服 雨衣 ゴム長ぐ

(職員業務課)

令和7年3月25日 火曜日

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県企業局管理規程第1号

### 福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

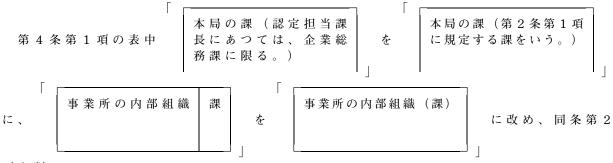
福島県企業局組織規程(昭和44年福島県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる課(以下「本局」と総称する。)」を「工業用水道経営課」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「企業総務課」を「工業用水道経営課」に改め、同項第11号及び第12号を次のように改める。

(11) 工業用水道事業の計画及び経営並びに工業用水道施設の建設及び管理に関すること。

(12) 工業用水道事業に係る企業用資産に関すること。

第2条第2項第14号を削り、同条第3項を削る。



項を削る。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(企業総務課)

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県企業局管理規程第2号

### 福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第1項各号に掲げる課(以下これらの課を「本局」と総称する」を「第2条第1項に規定する課(以下「本局」という」に改め、同条第15号中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第12条第1項の表、第13条、第14条第2項から第4項まで、第14条の4第2項、第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第17条第2項中「同条第1項中「企業総務課長」とあるのは「事業所長」と、同項第1号」を「同条第1項前段中「、課長」とあるのは「、事業所長」と、「又は課長」とあるのは「又は事業所長」と、「課長(以下「担当課長」という。)」とあるのは「者として事業所長が指定する者」と、同項後段中「担当課長」とあるのは「当該事業所長が指定する者と、同条第2項」に改める。

第21条から第26条までの規定中「企業総務課長」を「課長」に改める。

別表第1の表を次のように改める。

### **別表第1** (第7条関係)

企業局の専決事項

### 局長専決事項

- 1 重要な事務事業の基本計画の作成及び 実施計画の決定
- 2 企業局訓令の制定及び改廃並びに重要 な告示、公告及び公表の決定
- 3 重要な検査、現地調査及び立入調査の 実施
- 4 重要な訴訟、審査請求等に関する措置
- 5 重要な損失補償、損害賠償及び実費弁 償に関する措置
- 6 重要なあつせん及び調停の実施
- 7 請願及び陳情の処理
- 8 国、地方公共団体等に対する重要な意 見の具申、協力の要請、要望の提出等並 びに重要な申請書、報告書、精算書等の 提出、受理及び進達
- 9 国、地方公共団体等との重要な協議を し、及び協定を締結し、並びにこれらの 団体等からの重要な意見を聴取し、承認、 通知、指示、勧告、命令等を受理し、及 び協議、協力の要請、あつせん等に応じ ること。
- 10 職員の重要な専門研修の実施、研修の委託及び研修の機会の付与

### 課長専決事項

- 1 事務事業の基本計画の作成及び実施計画の決定
- 2 告示、公告及び公表の決定
- 3 検査、現地調査及び立入調査の実施
- 4 訴訟、審査請求等に関する措置
- 5 損失補償、損害賠償及び実費弁償に関 する措置
- 6 あつせん及び調停の実施
- 7 国、地方公共団体等に対する意見の具 申、協力の要請、要望の提出等並びに申 請書、報告書、精算書等の提出、受理及 び進達
- 8 国、地方公共団体等との協議をし、及び協定を締結し、並びにこれらの団体等からの意見を聴取し、承認、通知、指示、勧告、命令等を受理し、及び協議、協力の要請、あつせん等に応じること。
- 9 証明書、謄本及び抄本の交付
- 10 職員の専門研修の実施、研修の委託及 び研修の機会の付与
- 11 講習会、研修会等の実施
- 12 台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、 簿冊、計画書等の記録、保管、閲覧及び 縦覧
- 13 申告、請求、申請、照会、回答、報告、

- 11 重要な公文書の開示の請求に対する決 定
- 12 重要な自己情報の開示請求に対する決定、重要な自己情報の訂正請求に対する 決定及び重要な自己情報の利用停止請求 に対する決定
- 13 表彰 (被表彰者の内申を含む。) の決 定
- 14 職員 (標準的な職が主査の職制上の段 階に属する職にある者に限る。) の任免 及び勤務替え並びに休職及び復職の決定
- 15 局長の内国旅行命令、局次長及び局参 事の旅行命令並びに課長及び局主幹(企 業局に置かれる主幹をいう。以下同じ。) の外国旅行命令並びに事業所長の外国旅 行命令の承認
- 16 局長、局次長及び局参事の超過勤務及 び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の 確認
- 17 証人等 (局長、局次長及び局参事の職 務に相当する者に限る。) の旅行の依頼
- 18 局長、局次長及び局参事の週休日の振 替及び4時間の勤務時間の割振り変更
- 19 局長、局次長及び局参事の代休日の指
- 20 局長、局次長及び局参事の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更(指定)の 通知並びに休暇(欠勤)願の承認
- 21 職員が証人等として職務上の秘密に属する事項を発表することについての許可22 職員が営利企業への従事等をすることについての許可
- 23 局長及び職員が消防団員と兼職することについての承認
- 24 局長及び職員が他の団体の事務に従事 することについての承認
- 25 勤務成績の認定及び措置の実施
- 26 職員の公務災害の認定及び補償額の決定
- 27 内部組織の分掌事務の決定
- 28 福島県工業用水道条例(昭和37年福島 県条例第27号)の施行に関する次に掲げ る事項
  - (1) 第4条の規定により特に工業用水の 供給を受けることができる者としての 認定
  - (2) 第6条第1項 (第31条第2項におい

- 意見、通知、届出、調査、申出、申立て、 申込み、通報等の関係書類の送付、要求、 提出、提示、依頼、受理及び進達
- 14 公文書の開示の請求に対する決定
- 15 自己情報の開示請求に対する決定、自己情報の訂正請求に対する決定及び自己情報の利用停止請求に対する決定
- 16 刊行物、例規集、行政資料、統計資料 等の編集、発行、収集及び配布
- 17 課長及び局主幹の内国旅行命令並びに 課員の旅行命令
- 18 課長、局主幹及び課員の超過勤務及び 休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確 認
- 19 研修等日額旅費の調整の承認
- 20 証人等 (局長、局次長及び局参事の職務に相当する者を除く。) の旅行の依頼
- 21 課長、局主幹及び課員の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更
- 22 課長、局主幹及び課員の超勤代休時間 の指定
- 23 課長、局主幹及び課員の代休日の指定
- 24 課長、局主幹及び課員の年次有給休暇 の届出の受理及び時季変更(指定)の通 知並びに休暇(欠勤)願の承認
- 25 課員の事務引継報告の受理

- 26 課員の担任事務の決定
- 27 文書の督促、返戻及び訂正
- 28 印刷の依頼

- て準用する場合を含む。) の規定による工業用水の供給の決定
- (3) 第6条第2項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による基本使用水量及び給水開始期日の決定
- (4) 第6条第3項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による給水に関する契約の締結
- (5) 第7条第2項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による基本使用水量の減量の必要の有無の認定
- (6) 第7条第3項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による基本使用水量の増量の決定
- (7) 第11条 (第31条第2項において準用 する場合を含む。)の規定による受水 廃止の届出の受理
- (8) 第13条の規定による譲渡の承認
- (9) 第19条ただし書 (第31条第2項において準用する場合を含む。) 及び第20条ただし書 (第31条第2項において準用する場合を含む。) の規定による工事を県が行う必要がないことについての認定
- (10) 第21条の2第2項(第31条第2項に おいて準用する場合を含む。)及び第 22条第2項(第31条第2項において準 用する場合を含む。)に規定する使用 者に負担させる費用の算出方法の決定
- (11) 第21条の2第3項(第31条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定 による使用者に負担させる費用の一部 の免除の決定
- (12) 第29条第1項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工業用水の給水の停止
- 29 福島県工業用水道条例施行規程(昭和 44年福島県企業局管理規程第7号)の施 行に関する次に掲げる事項
  - (1) 第7条の規定による氏名又は住所の変更の届出の受理
  - (2) 第13条の2第1項の規定による給水 施設の設置等に関する工事の承認
  - (3) 第16条第2項の規定による材料費、 運搬費、労力費、復旧費、工事監督費 及び間接経費の算出方法の決定
- 29 局長及び課長の事務代決者の指定
- 30 固定資産及び分譲資産の登記、登記等の手続をとり、並びに土地の境界を確認し、及び境界標柱を建設すること。
- 31 職員 (主査相当職以上の職にある者を 除く。) の任免及び勤務替え並びに休職 及び復職の決定
- 32 職員の厚生に関する計画の樹立及び実 施
- 33 外国旅行に係る旅費の調整の認定

福

- 34 職員の身分、給与及び通勤に係る証明 書の発行
- 35 公印の新調又は改刻
- 36 職員に対する被服の支給
- 37 配車の決定
- 38 福島県工業用水道条例(昭和37年福島 県条例第27号)の施行に関する次に掲げ る事項(相馬工業用水道に関する事項に 限る。)
  - (1) 第8条第1項の規定による基本使用水量を超える水量の給水の決定
  - (2) 第8条第3項の規定において準用する第6条第2項の規定による給水の期間及び水量の決定
  - (3) 第10条第1項ただし書の規定による 給水の停止又は制限並びに同条第2項 の規定による給水の停止又は制限の日 時及び区域並びにその理由の使用者へ の通知
  - (4) 第11条の規定による受水の休止の届出の受理
  - (5) 第14条ただし書の規定による受水槽の設置の必要がないことについての認定
  - (6) 第15条第1項の規定による受水装置 の検査を行う職員の指定
  - (7) 第15条第2項に規定する証明書の発 行
  - (8) 第16条の規定による受水装置について改良、修繕その他必要な措置を講ずるべきことの指示
  - (9) 第17条第1項本文の規定による使用 水量の測定及び同項ただし書の規定に よる使用水量の認定
  - (10) 第18条の規定による量水器の機能の検査の請求の受理
  - (11) 第21条の規定による給水施設の修繕 その他の必要な措置を講ずべきことに ついての請求の受理
  - (12) 第23条第3項及び第28条の2第3項 に規定する納入通知書の発行
  - (13) 第26条第3項及び第29条第2項の規 定による工業用水道料金の減額
  - (14) 第28条の2第4項の規定による量水 器使用料の減額又はその納付の免除
- 39 福島県工業用水道条例施行規程の施行 に関する次に掲げる事項(相馬工業用水 道に関する事項に限る。)
  - (1) 第8条第2項の規定による消火栓の消防演習のための使用の許可
  - (2) 第8条第3項の規定による消火栓の 消防演習のための使用に立ち会う職員 の指定
  - (3) 第10条の規定による給水施設に触れ、 又はこれを操作することの許可
  - (4) 第13条の2第2項の規定による給水 施設の設置等に関する工事の場所に立 ち入り、検査を行う職員の指定

- (5) 第13条の2第3項に規定する証明書の発行
- (6) 第13条の2第5項の規定による給水施設設置等工事完了届の受理
- (7) 第13条の2第5項及び第6項の規定による竣工検査の実施
- (8) 第13条の2第6項の規定による是正の指示及び是正期間の指定
- (認定担当課長特定専決事項(福島県企業局組織規程(昭和44年福島県企業局管理規程第1号)第4条に規定する認定課長をいう。))
- 40 扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定
- 41 職員の通勤の確認

備考 課長専決事項の欄中9、12及び13に規定する事項で軽易なもの、同欄中28に規定する事項並びに同欄中4及び7に規定する事項については、当該課の副課長又は主任主査のうちから当該課の課長があらかじめ指定する者が専決することができるものとする。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(企業総務課)

福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県企業局管理規程第3号

### 福島県企業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

福島県企業職員人事評価実施規程(平成28年福島県企業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第13条中「企業総務課」を「工業用水道経営課」に改める。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(企業総務課)

令和7年3月25日 火曜日

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

福島県病院事業管理者 挾 間 博

### 福島県病院局管理規程第1号

### 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程(平成16年福島県病院局管理規程第1号)の一部を次のように 改正する。

別表第3主任准看護技師の項から看護助手の項までを削る。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程をここ に公布する。

令和7年3月25日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

### 福島県病院局管理規程第2号

### 福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する 規 程

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程 (平成16年福島県病院局管理 規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表1の項から3の項までを削り、同表中4の項を1の項とし、5の項から11の項ま でを3項ずつ繰り上げ、12の項を削る。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正す

る規程をここに公布する。 令和7年3月25日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

### 福島県病院局管理規程第3号

### 福 島 県 病 院 局 の 標 準 的 な 職 及 び 職 員 の 標 準 職 務 遂 行 能 力 を 定 め る 規 程 の 一部 を 改 正 す る 規 程

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成28年福島県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

病院医療職(3)	看護技師 助産技師 主任准看護技師 副主任准 看護技師 准看護技師 専門員
技能労務職	主任運転手 主任調理員 主任ボイラー技師 運転手 調理員 ボイラー技師 専門員

看護技師 助産技師



別表第2技能労務職員の部を削る。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年3月25日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

専 門 員

### 福島県病院局管理規程第4号

### 福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員人事評価実施規程(平成28年福島県病院局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「及び技能労務職員」を削る。

別表第1技能労務職員の項を削る。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(病院経営課)

令和七年三月二十五日

### 福島 県教育委員 会

公布する。 福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規則をここに

令和七年三月二十五日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第五号

# 福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規

〔福島県立美術館組織規則の一部改正〕

第一条 部を次のように改正する。 福島県立美術館組織規則(昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号) 0)

、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。第八条の表主幹の項及び事務長の項を削り、同条を第十2 同条を第十条とし、 第七条を第九条と

報

主幹は、上司の命を受け、特に指示された美術館の事務を掌理する。

第六条 美術館に、必要に応じ、主幹を置く。

県

第七条 美術館に事務長を置く。

2 (福島県立博物館組織規則の一部改正) 事務長は、上司の命を受け、美術館の事務を掌理する。

を次のように改正する。 第九条の表主幹の項及び事務長の項を削り、同条を第十条とし、第八条を第九条と

第二条 福島県立博物館組織規則(昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号)の一部

し、第七条を削り、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。 (主幹)

第六条 博物館に、必要に応じ、主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受け、特に指示された博物館の事務を掌理する。 (事務長)

第七条 博物館に事務長を置く。

事務長は、上司の命を受け、 博物館の事務を掌理する。

2

この規則は、

令和七年四月一日から施行する。

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

### (教育総務課

## 福島県教育委員会規則第六号

## 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)

0)

の家を除く。)」を「若しくは福島県立博物館」に改める。 部を次のように改正する。 第二条第二号中「、福島県立博物館若しくは福島県自然の家(福島県いわき海浜自然

を「勿来工業高等学校(勿工高)」に、「だて支援学校(だて支)」を「だて支援学校 津学鳳中学校(会学中)」に、「勿来工業高等学校(勿工高) (だて支) 別表第一県立学校の項中「会津学鳳中学校(会学中)」を「安積中学校(安中) あだち支援学校(あだ支)」に改める。 好間高等学校(好高)」

会

様式第一号を次のように改める。

無光

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長にして用いること。

福

島

県

報

## 特殊郵便物·文書配布簿

Ħ

# 4月日	
程 種 領	
世	
世書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計事留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) )	
世界(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )	
書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ) 書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ) ・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) ) ・配達証明・内容証明・	
世	
日 種 類 類 記 号書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )	
目 種 類 記 号   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計量留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計量留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) )	
目 種 類 記 号   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ ) )	
目 種 類 記 号   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) )   特別送達・特定記録・その他( ) )	
目 種 類 記 号   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )	
目 種 類 記 号   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計 日金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( ) 計 日金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・特別送達・特定記録・その他( )	
目 種 類 割 長   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ 特別送達・特定記録・その他( )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ 特別送達・特定記録・その他( )   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ 特別送達・特定記録・その他( )	
書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ 特別送達・特定記録・その他( ) 記 号   書留(普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ 特別送達・特定記録・その他( ) )	
日 種 類 類 記 号 書留 (普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・	
日 種 類 記 号 記 号 書留 (普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・ 特別送達・特定記録・その他 ( )	
日 種 類 類 記 号 記 号 書留 (普通 現金 簡易 小包)・配達証明・内容証明・	
日 種 類 記 号	

福島県教育委員会規則第八号

福島県立伊達高等学校

全日制

普通科

六〇〇人

伊達市

福島県教育委員会規則第七号 福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 この規則は、 様式第三号及び様式第四号中「母盛四」を「母鑑世」に改める。 令和七年三月二十五日 令和七年四月一日から施行する

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

号 福島県立高等学校の通学区域に関する規則 の一部を次のように改正する。 (昭和二十五年福島県教育委員会規則第

別表8の項中 好間高等学校「磐城桜が丘高等学校 を「磐城桜が丘高等学校」に改める。

附 則

報

この規則は、

令和七年四月一日から施行する。

高校教育課

令和七年三月二十五日福島県立高等学校学則の 部を改正する規則をここに公布する。

福島県教育委員会

うに改正する。 第十二条第二項の表を次のように改める。

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)

の一部を次のよ

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立ふたば未来学園高等学校 福島県立会津学鳳高等学校 福島県立安積高等学校 併設型高等学校 福島県立ふたば未来学園中学校 福島県立会津学鳳中学校 福島県立安積中学校 併設型中学校

島県立伊達高等学校の項を次のように改める。 別表第一福島県立福島北高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、 同表福

			福島県立二本松実業高等学校	別表第一福島県立二本松実業高等学校の項を次のように改める。	
			全 日 制	等学校の	
生活文化科	<b>都市システ</b>	<b>  1</b>	ム科 終械システ	項を次のよう	
<b>≻</b> 0[:[	一二〇人	>011	一二〇人	に改める。	
			一二〇人		

福島県教育委員会

(教育総務課)

県立郡山高等学校の項を次のように改める。 別表第一福島県立本宮高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、 同表福島

			福島県立郡山高等学校
(单位制	全日制		全日制
探究科	普通科	英語科	普通科
八〇人	一六〇人	八〇人	四〇〇人
			郡山市

表福島県立白河高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立白河実別表第一福島県立須賀川創英館高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		
科	芝居等学材の町中	<b>美哥穿老女)到中</b>
「 人 人 に 改 め、 機械	機械科	農業科
に改め、機機械	二八〇人	四〇人
──」	材材	

全日制 普通科 一六〇人
六四〇人
わき総合高等学校の項を次のように改める。
三二〇人 南会津郡南
一二〇人
三
一
─────────────────────────────────────
本語等為
司表福島県立会聿農林高等学交の頁を欠の」に改め、同表福島県立会津西陵高等学校五二〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島
一二〇人
三六〇人 田村郡三春
村高等学校の項を次のように改める。村高等学校の項を次のように改める。同表福島県立石川高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立田
一三 ○ 人
=
八〇人
四○人

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立安積中学校

令和七年三月二十五日

福島県立学校の管理運営に関する規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

## 福島県教育委員会規則第九号

## 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

学校」に改め、同表白河実業高等学校の項を削り、同表南会津高等学校の項中「南会津第十五条の二第一項の表修明高等学校の項中「修明高等学校」を「福島県立修明高等 等学校の項中 学校」を「福島県立富岡高等学校」に改め、同表ふたば未来学園高等学校の項中「ふた 高等学校」を「福島県立南会津高等学校」に改め、同表富岡高等学校の項中「富岡高等 ば未来学園高等学校」を「福島県立ふたば未来学園高等学校」に改め、同表相馬総合高 第十五条の三第一項の表を次のように改める。 「相馬総合高等学校」を「福島県立相馬総合高等学校」に改める。

福島県立安積中学校福島県立会津学鳳中学校福島県立会津学鳳中学校
---------------------------------

### 附 則

この規則は 令和七年四月一日から施行する

(高校教育課)

福島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する 令和七年三月二十五<u>日</u>

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第十号

に改正する。 福島県立中学校学則 福島県立中学校学則の一部を改正する規則 (平成十八年福島県教育委員会規則第十七号) の一部を次のよう

次のように加える。 別表福島県立会津学鳳中学校の項中「二七〇人」を「二四〇人」に改め、 同項の前に

> この規則は、 附

福島県教育委員会

六〇人 郡 山市

県刷

印

## 福島県教育委員会訓令第一号

に定める。 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のよう

**令和七年三月二十五日** 

## 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 福島県教育委員会

訓令第一号)の一部を次のように改正する。 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成二十六年福島県教育委員会

別表県立安積中学校の開校に関する業務に従事する職員の項を削る。

この訓令は、 令和七年四月一日から施行する。

福島県教育委員会告示第一号 島県教育委員会告示第二号)の高等学校通信教育規程第三条第 項の規定により協力校を指定する件 (昭和四十一年 (教育総務課)

令和七年三月二十五日

福島県教育委員会告示第二号)

部を次のように改正し、

表中 「福島県立福島高等学校」を 福島県立橘高等学校「福島県立福島高等学校 に 「福島県立福島西高

等学校\_ を 「福島県立福島西高等学校 福島県立福島東高等学校」 に改める。

(高校教育課

令和七年四月一日から施行する。

教育委員会の所管に属する教育機関教 育 庁 本 庁

発行者 印刷所 福 島 株式会社 第

令和七年四月一日から施行

福島県教育委員会

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価

(高校教育課)

1 箇月 3,560円】